

11月5日付けメカニズムに関するコンタクトグループ議長 ノートに対する改訂案

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

以下で、我々はテキストを明確、簡潔にするためのいくつかの提案を行う。我々は、いくつかの項を附則へ移すことによりテキストの改善余地があると判断する。単純化のために専門的な附則を立案または立案しようとした場合には、我々は議長ノートの主文に一定の立場或いは代案を含めていない。必要な都度、我々の立場をより明確にするために追加の提案を行う所存である。

第2部：第6条の事業

第29項代案2(a)：第20項(g)で「締約国」について定義されているため、この文章は削除できる。

第30項：第1行の develop の後に domestic を挿入し、guidance の後に to augment international rules を挿入する。

第40項：この項の内容は第39項にある代案に含めるべきである。

第53項：我々の立場を正しく反映させるために、2番目の文章にあるコードマーカ― “4” を paragraph 1 から Article 7 の直後へ移す。

第58項(a)：第41項代案3の繰り返しなので削除すべきである。

第58項(b)：削除して第35項代案2と統合すべきである。

第58項(c)：第41項代案3の繰り返しなので削除すべきである。

第58項(d)：第35項代案2へ移すべきである。

第59項(a)：第35項代案1の繰り返しなので削除すべきである。

第59項(b)：第30項の繰り返しなので削除すべきである。

第59項(c)：第46項の繰り返しなので削除すべきである。

第59項(d)：第53項の繰り返しなので削除すべきである。

第 63 項(h)：これはその後の第 63 項(i)に含まれているので削除できる。

第 66 項(e)：ここで我々の提案と位置付けているものはすべて削除すべきである。

第 69 項：これは既に第 63 項(i)に含まれているので削除できる。

第 71 項：ここにあるいくつかのサブパラグラフでは誰が拘束されるのか不明確である。例えば、サブパラグラフ(c)では民間及び / または公的な組織が理事会による指導に従うとされている。恐らくはこれら組織の参加に関することと思われるが、具体的にどんな指導が行われるか明らかでないので、明確化が必要である。(d)と(e)では、締約国または組織がこれら遵守に関するサブパラグラフに拘束されることになっている。(e)が締約国ではなく組織に関するものであれば、議定書の遵守は組織ではなく締約国自身の責任であるため、これは削除すべきである。

我々は第 71 ~ 73 項を二つの代案として提示することを提案する。代案 1 は現行通りとし(但し、適切に訂正する)、代案 2 は「締約国及びその支配区域に居住している、またはそこで運営されている居住者組織のクリーン開発メカニズムの事業活動への参加について、当該締約国は COP / moP 及び理事会が設定したルールと首尾一貫した規則または手引き (guidance) を立案することができる」とする。

第 76 項：Option 1 と Option 2 のあとのコードマーカー “ 4 ” を削除する。

．方法論上及び運営上の問題

A ．事業の確認 / 登録

第 85 項：サブパラグラフ(a)の最後にある “ , and ” を削除する。(f)と(g)は附則でカバーされているので必要かどうか明確でなく、我々はこれら二つのサブパラグラフを当該附則へ移すことを提案する。

サブパラグラフ(c)について、我々の以前のコメントは(a)と(c)を統合させるのではなく、第 86 項の内容を反映させるように書き直すことを意図していた。我々は(a) ~ (c)及び(g)を下記のように書き直すことを提案する。

(a) 保証状によって示されるように関係する各締約国によって承認されている場合。締約国は、その国内事情に基づいて事業の承認について独自の国内メカニズムと規準を立案することができる。これらメカニズム / 規準は公開できるものとする。締約国は CDM 事業の立案について優先的分野を定めることができる (2 ~ 4 番目の文

章は第 94 項から)

- (b) 変更なし。
- (c) 第 86 項に規定されたように附属書 国に含まれない締約国における持続可能な開発の優先課題に貢献する場合。
- (g) lower emissions のあとに or enhance removals by sinks を挿入する。

B . プロジェクト・ファイナンス

第 96 項代案 2 : この代案の portfolio approach の後から最後までを括弧でくくる。

E . CERs の認証 / 発行

第 107 項 : 本項にリストアップされている代案は、見出しが示唆するような「手続き的」なものではない。

第 108 項(c) : このサブパラグラフは削除すべきである。締約国の参加については、セクション D の「参加」でカバーされている。事業に関与する組織は、第 85 項に基づいて参加の適格性を立証しなければならない。第 66 項(e)にはこのサブパラグラフの 2 番目の部分における要素のいくつかが含まれている。しかし、CDM への参加に関する提案には本項にリストアップされたすべての条項は含まれないので、排出削減の認証についてこれの遵守を義務づけるのは整合的でない。

第 109 項 : 代案 1 にある、新しい挿入文言、〔第 12 条 5 項の要件に照らして〕を括弧でくくる。

第 110 項 : これは CERs の認証 / 発行ではなくプロジェクトの確認 / 登録に関連するものであり、セクション A へ移すべきである。

第 114 項 : 第 67 項を第 114 項と合体させずに、第 114 項副項として独立させ列挙し、「第 18 条によって定義された手続きに従って」という文言を括弧でくくる。

第 115 項 : 2 行目にある「第 3 条」の後ろに一語〔commitments〕欠落しているようである。

第 116 項 : 第 116 項を第 66 項副項へ移して、参加に関する他の項と一緒にする。

G . 適応支援 : この G 項は収益の一部に関する項と関連しているので、適当なセクショ

ンに移動し、相互参照させるべきである。例えば、第 78 項は CDM 適応基金の設置を規定しているが、本項にはそれに関する言及が全くない。

第 117 項：収益の一部は事業活動から生まれるものなので、事業活動と同様に追加的要件の対象となる。従って、本項の二番目の文章は削除できる。

第 123 項：一行目の〔附則 D に従って⁴⁾〕を削除する。

第 123 項副項：これは第 124 項の代案と思われる。

第 128 項(e)：このサブパラグラフは削除すべきである。第 71 項(c)は、組織が理事会の指導に従って参加できると規定している。また、これは組織の参加の決定方法についての一つの選択肢に過ぎない。

第 131 項(g)：これは CERs を発行する方法について考えられる一つの選択肢に過ぎないことを明確にすべきである。我々は CERs を発行する方法に関する追加的な選択肢について第 140 項に注釈を追加することを提案する。

第 96 項代案 2 にあるように、サブパラグラフ(i)は一つの選択肢に過ぎないので括弧でくくるべきであり、このセクションの結論は第 96 項をどのように解決するかにかかっている。

サブパラグラフ(k)は既に収益の一部と第 127 項(c)の双方でカバーされている。このサブパラグラフは、他の二つの可能性に対する一つの選択肢としてリストアップされるのでなければ、他の項と整合的でなくなる。

サブパラグラフ(q)副項も(k)と同様に、CDM に関する他のセクションで取り扱うものである。

第 132 項(f)：第 99 項代案 2 にあるように、これは選択肢の一つであるので括弧でくくるべきである。

第 133 項：一行目の最後に、削除された“ a ”を再度挿入する。

第 144 項：これらの機能は基本的に第 143 項に含まれているので、本項は削除できる。

第 145 項：文章のはじめに、削除された“ A ”を再度挿入する。

附則 G と H

附則 G（収益の一部）と H（適応）は本質的に技術的な問題ではなく、既に CDM に関するテキストの本体の中である程度取り扱われているので（それぞれ現在の項 .E. と .G. の中で）不要と思われる。我々はこれら問題について別途決議の文言案を提案している。

第 4 部：排出量取引

第 150 項：削除されたこの項全体に対する括弧を再度挿入する。

第 152 項代案 2：「或いは法人の参加を認可する」を括弧でくくる。

第 165 項副項：削除された第 153 項の内容を反映させるため新しい項を挿入する。挿入する項は「第 17 条の要件に対する締約国の整合性について〔第 8 条の検討プロセスにより〕〔他の手段により〕疑問が提起された場合、この問題は〔議定書に適用される一般的手続きを通じて〕〔特別の手続きを通じて〕迅速に解決されるものとする⁴⁾」とする。

第 169 項：第 165 項副項を挿入したことにより、括弧内の文章と第 169 項における我々への言及を削除する。

第 174 項：「附則 C」のあとに我々のコードマーカ- (4) を挿入する。

附則

C 項「登録簿」

第 56 項：最初の文章は第 170 項代案 2 と重複しており、従ってここでは削除すべきである。第二の文章は第 158 項副項代案 2 の中で選択肢の一つとして追加すべきである。

第 57 項：「及びすべての移転と取得の価格」を括弧でくくるべきである。

第 58, 59, 60 項：これらは登録簿を維持する要件の一般的説明であるので、D 項に含めることができる。第 60 項の最後の文章は報告に関する E 項へ移すことができる。